

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	吉岡町

吉岡町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 吉岡町産業観光課農業振興室
所在地 北群馬郡吉岡町下野田560
電話番号 0279-54-3111
FAX番号 0279-54-8681
メールアドレス sangyo@town.yoshioka.gunma.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

目 次

	ページ
1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	1
2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	1～2
(1) 被害の現状（令和5年度）	
(2) 被害の傾向	
(3) 被害の軽減目標	
(4) 従来講じてきた被害防止対策	
(5) 今後の取組方針	
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項	2～4
(1) 対象鳥獣の捕獲体制	
(2) その他捕獲に関する取組	
(3) 対象鳥獣の捕獲計画	
(4) 許可権限委譲事項	
4. 防護策の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項	4～5
(1) 侵入防止柵の整備計画	
(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組	
5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項	5
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、 又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項	5
(1) 関係機関等の役割	
(2) 緊急時の連絡体制	
7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	5～6
8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての 利用等その有効な利用に関する事項	6
(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法	
(2) 処理加工施設の取組	
(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組	
9. 被害防止施策の実施体制に関する事項	6～7
(1) 協議会に関する事項	
(2) 関係機関に関する事項	

- (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項
- (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項 7

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、カラス
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	吉岡町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	野菜	73千円 2a
ニホンジカ	野菜	73千円 2a
ハクビシン	野菜・果樹	35千円 1a
アライグマ	野菜・果樹	35千円 1a
タヌキ	野菜・果樹	35千円 1a
カラス	果樹	今後、被害調査を実施し具体的な数値を把握する。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ ニホンジカ	以前から管内に生息しており、農作物に被害を及ぼしている。
ハクビシン、アライグマ、タヌキ	近年、管内で生息頭数が増加傾向にあり、野菜や果樹等に被害を及ぼしている。
カラス	年間を通し、果樹等に被害報告を受けており、将来被害傾向の増加が見込まれる。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
イノシシ	73千円 2a	51千円 1.4a
ニホンジカ	73千円 2a	51千円 1.4a

ハクビシン	35千円 1a	24千円 0.7a
アライグマ	35千円 1a	24千円 0.7a
タヌキ	35千円 1a	24千円 0.7a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会及び小倉ぶどう生産組合への捕獲委託 ・ 捕獲奨励金の助成 ・ 捕獲個体については、捕獲従事者が埋設処理を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲従事者の高齢化 ・ 新規参入者の確保・育成
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害農業者等と被害の傾向を把握し、防護柵の設置を検討
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組なし

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者に対してわな免許取得を推進する。 ・ 野生動物が寄りつかない環境を作るよう、農作物残渣の適正処理の徹底を図る。 ・ 有害捕獲については、ICT技術を活用し、捕獲活動の効率化を進める。
--

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲については、猟友会及び小倉ぶどう生産組合への委託により実施する。また、わな免許所持者である被害農業者については鳥獣被害対策実施隊と連携し捕獲体制を補完する。

・イノシシ・ニホンジカ

吉岡町鳥獣被害対策実施隊は、人身被害の危険性が懸念される場合、周囲の安全を考慮し確実に捕獲するためにライフル銃を使用する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ タヌキ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会及び小倉ぶどう生産組合と連携し、効果的な捕獲機材を導入し捕獲にあたる。 ・捕獲従事者を確保するため、狩猟免許の取得を推進する。 ・捕獲活動の効率化のため、ICTを用いた捕獲通知機器を導入する。
令和8年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ タヌキ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会及び小倉ぶどう生産組合と連携し、効果的な捕獲機材を導入し捕獲にあたる。 ・捕獲従事者を確保するため、狩猟免許の取得を推進する。 ・捕獲活動の効率化のため、ICTを用いた捕獲通知機器を導入する。

令和9年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ タヌキ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会及び小倉ぶどう生産組合と連携し、効果的な捕獲機材を導入し捕獲にあたる。 ・ 捕獲従事者を確保するため、狩猟免許の取得を推進する。 ・ 捕獲活動の効率化のため、ICTを用いた捕獲通知機器を導入する。
-------	---	---

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
近年の捕獲頭数の推移、生息状況や被害状況により鳥獣毎に捕獲計画を設定する。	
イノシシ ニホンジカ	繁殖力が高く、農作物への被害が拡大する可能性があることから、捕獲を強化する。
ハクビシン アライグマ タヌキ	繁殖力が高く、農作物への被害が拡大する可能性があることから、捕獲を強化する。
カラス	果樹等への被害が発生していることから、捕獲を強化する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	6頭	6頭	6頭
ニホンジカ	12頭	12頭	12頭
ハクビシン	30頭	30頭	30頭
アライグマ	40頭	40頭	40頭
タヌキ	30頭	30頭	30頭
カラス	80羽	80羽	80羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

イノシシ ニホンジカ	年間を通じて農作物への被害が発生していることから、くくり罠等による捕獲を行う。 捕獲活動の効率化のため、ICTを用いた捕獲通知機器を導入する。
ハクビシン アライグマ タヌキ	年間を通じて農作物への被害が発生していることから、捕獲檻による捕獲を行う。
カラス	果樹等への被害が発生していることから、銃器による捕獲、追い払いを行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシ・ニホンジカによる住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合、又は生じるおそれがあるなど、緊急性の高い対処が求められる場合で、ライフル銃(特定ライフル銃含む)を使用することが最善と思われる状況の中で使用。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣種、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
吉岡町全域	地方自治法第252条の17の2第1項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条第1項に基づき、県から捕獲許可権限の移譲を希望する対象鳥獣については、委譲済み。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する

場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度
	取組なし	取組なし	取組なし

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度
	取組なし	取組なし	取組なし

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
		取組なし
		取組なし
		取組なし

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

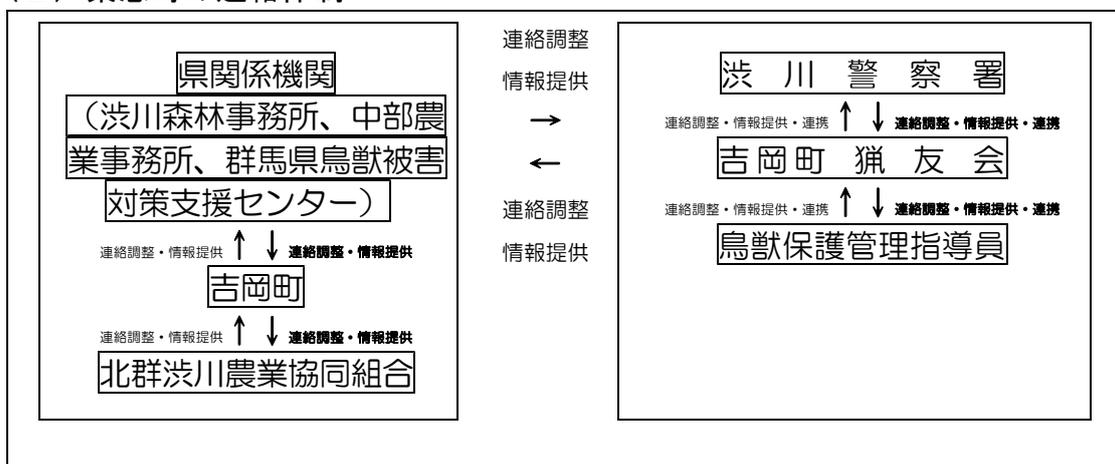
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
吉岡町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲、追い払い等
渋川猟友会吉岡支部	有害鳥獣の捕獲、追い払い等
鳥獣保護管理指導員	地域巡回、情報提供
中部農業事務所	技術供与、指導助言、情報提供

渋川森林事務所	技術供与、指導助言、情報提供
群馬県鳥獣被害対策支援センター	技術供与、指導助言、情報提供
渋川警察署	地域巡回、情報提供、警戒、広報
北群渋川農業協同組合	被害農家との連携、調査協力
吉岡町産業観光課農業振興室	被害調査、連絡調整、情報提供

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ及びタヌキについては、埋設処分等による適切な処理を実施する。
- ・カラスについては、生態系に影響を与えない方法で埋設する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	取組なし
----	------

ペットフード	取組なし
皮革	取組なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	取組なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

取組なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

取組なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	吉岡町有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
吉岡町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲、追い払い等
渋川猟友会吉岡支部	有害鳥獣の捕獲、追い払い等
中部農業事務所	技術供与、指導助言、情報提供
渋川森林事務所	技術供与、指導助言、情報提供
渋川警察署	地域巡回、情報提供、警戒、広報
北群渋川農業協同組合	被害農家との連携、調査協力
吉岡町自治会連合会	被害農家との連携、調査協力
吉岡町農業委員会	被害農家との連携、調査協力
吉岡町産業観光課農業振興室	被害調査、連絡調整、情報提供

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥獣保護管理指導員	地域巡回、情報提供
群馬県鳥獣被害対策支援センター	技術供与、指導助言、情報提供
渋川広域森林組合	地域巡回、情報提供
被害農家	聞き取り調査等協力

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊は、猟友会及び小倉ぶどう生産組合員の11人で構成しており、町内の農業被害の防止、軽減を目標に有害捕獲を行っている。
その他必要に応じて町長が隊員を任命する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲の担い手を確保するため、県が実施する講習会等を周知し、わな免許取得を推進する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害対策について、地域住民や関係機関、近隣市町村等と連携し、町内全域の被害状況の把握に努め、効果的な駆除及び防止対策が図れるよう努める。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

